

## 令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 次第

日時：令和8年7月15日（水）10時から

場所：福岡県庁特別西（特1）会議室

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

（1）福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）  
令和7年度実施状況報告

（2）福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）  
令和8年度実施計画

（3）福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第3次）の策定について

### 4 その他

### 5 閉会

令和８年度第１回福岡県食品安全・安心委員会 委員出席者名簿

| 分野          | 委 員 名                          | 所 属 ・ 役職名                         | 出欠 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------------------|----|
| 消費者         | かわ の れい こ<br>川 野 玲 子           | 公益社団法人全国消費生活相談員協会 専務理事            | ○  |
|             | しげ まつ み つ こ<br>重 松 美 津 子       | 福岡県地域婦人会連絡協議会 委員                  | ○  |
|             | ち ば か よ こ<br>千 葉 加 代 子         | 福岡県食生活改善推進連絡協議会 会長                | ○  |
|             | つつみ しん ご<br>堤 新 吾              | 福岡県生活協同組合連合会 会長理事                 | 欠  |
| 食品関連<br>事業者 | い で お き む<br>井 手 修             | 公益社団法人福岡県食品衛生協会 専務理事              | 欠  |
|             | おお つか やす い ち<br>大 塚 康 市        | 福岡県農業協同組合中央会 常務理事                 | 欠  |
|             | お が た よ し て る<br>緒 方 義 輝       | 学校法人中村学園中村学園事業部<br>販売推進部門 次長 総料理長 | 欠  |
|             | かわ む ら て つ や<br>河 村 哲 弥        | 福岡県青果市場連合会 管理部部長                  | ○  |
|             | しら き よ し と<br>白 木 義 人          | 一般社団法人福岡県水産物卸売市場協会 会長             | 欠  |
|             | ちか まつ え い い ち ろ う<br>近 松 英 一 郎 | 福岡県漁業協同組合連合会 参事                   | ○  |
|             | ふ ち が み た か し<br>渚 上 孝         | 福岡県食品産業協議会 事務局長                   | ○  |
|             | まえ だ も と ゆ き<br>前 田 統 幸        | 公益社団法人福岡県畜産協会 専務理事                | ○  |
| 学識<br>経験者   | こ ば や し ひ ろ し<br>小 林 弘 司       | 公立大学法人福岡女子大学国際文理学部<br>食・健康学科 准教授  | ○  |
|             | ほん じょう けん い ち<br>本 城 賢 一       | 九州大学大学院農学研究院 准教授                  | ○  |
|             | め の ゆう こ<br>目 野 郁 子            | 西南女学院大学保健福祉学部看護学科 教授              | ○  |

※ 区分ごとの掲載は５０音順による。敬称略

令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会 行政出席者名簿

|     | 部局        | 課名         | 職名           | 出席者    |
|-----|-----------|------------|--------------|--------|
| 出席者 | 市町村・地域振興部 | 生活安全課      | 消費者安全係長      | 池部 恵美子 |
|     | 保健医療介護部   | 生活衛生課      | 食の安全総合調整監兼課長 | 友枝 哲宏  |
|     | 環境部       | 循環型社会推進課   | リサイクル係長      | 宮地 宏直  |
|     | 農林水産部     | 食の安全・地産地消課 | 課長           | 西川 紀和視 |
|     |           |            | 事務主査         | 小林 尚子  |
|     |           | 水産振興課      | 課長技術補佐       | 篠原 満寿美 |
|     |           |            | 主任技師         | 合戸 賢利  |
|     | 教育庁       | 体育スポーツ健康課  | 保健給食係長       | 吉田 多聞  |
|     |           |            | 指導主事         | 矢野 沙織  |
| 事務局 | 保健医療介護部   | 生活衛生課      | 課長技術補佐       | 荒牧 明世  |
|     |           |            | 食品衛生係長       | 対馬 遊   |
|     |           |            | 主任技師         | 赤穂 健太  |

令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会座席表(敬称略)

|                           |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|---------------------------|-------------------------|------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--|
|                           |                         | 福岡女子大学<br>小林 委員        |  |                                                                                      |                 |  |
| 福岡県畜産協会<br>前田 委員          |                         | 会長(議長)                 |  |                                                                                      | 西南学院大学<br>目野 委員 |  |
|                           | 福岡県食品産業<br>協議会<br>澁上 委員 |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|                           |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|                           |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|                           |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
| 福岡県漁業協同<br>組合連合会<br>近松 委員 |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
| 福岡県青果市場<br>連合会<br>河村 委員   |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|                           |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
|                           | 事務局                     |                        |  |                                                                                      |                 |  |
| 生活衛生課(進行)<br>荒牧           |                         | 生活衛生課長<br>(事務局長)<br>友枝 |  | 保健医療介護部長<br>牟田口                                                                      |                 |  |
| 生活衛生課<br>対馬               |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
| 行政出席課                     |                         | 事務局                    |  |                                                                                      |                 |  |
| 食の安全・地産地消課<br>西川、小林       |                         | 生活衛生課<br>赤穂            |  | 生活衛生課<br>喜田                                                                          |                 |  |
| 行政出席課                     |                         | 行政出席課                  |  |                                                                                      |                 |  |
| 生活安全課<br>池部               |                         | 循環型社会推進課<br>宮地         |  | 水産振興課<br>篠原、合戸                                                                       |                 |  |
| 行政出席課                     |                         | 傍聴席                    |  |                                                                                      |                 |  |
| 体育スポーツ健康課<br>吉田、矢野        |                         |                        |  |                                                                                      |                 |  |
| 傍聴席                       |                         | 傍聴席                    |  |                                                                                      |                 |  |
|                           |                         | 受付                     |  |  |                 |  |

## 配布資料一覧

### [ 議事 (1) ]

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）  
令和7年度実施状況報告

資料1

### [ 議事 (2) ]

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第2次）  
令和8年度実施計画

資料2

### [ 議事 (3) ]

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画（第3次）骨子（案）

資料3

### [ その他 ]

- 今後のスケジュールについて

資料4

### [ 参考資料 ]

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例

参考1

- 福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則

参考2

# 福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画 (第2次)

## 令和7年度実施結果

福 岡 県

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 基本計画の概要                      |    |
| 第1節 計画策定の趣旨                      | 1  |
| 第2節 計画の期間                        | 1  |
| 第3節 施策の方向性                       | 1  |
| 第2章 基本計画の実施状況                    |    |
| 第1節 施策の体系及び関係課                   | 2  |
| 第2節 施策指標の進捗状況                    | 4  |
| 第3節 施策の実施状況                      |    |
| 1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保       |    |
| (1) 生産段階における安全・安心の確保             | 5  |
| (2) 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保     | 10 |
| (3) 人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備  | 14 |
| (4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進         | 15 |
| 2 食品関連事業者あとの自主的な取組の促進            |    |
| (1) 生産段階における自主的な取組の促進            | 16 |
| (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進      | 17 |
| (3) 自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進       | 18 |
| 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立 |    |
| (1) 関係機関、関係団体等との連携               | 19 |
| (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発         | 19 |
| (3) 情報及び意見の交換の促進                 | 21 |
| (4) 食品関連事業者の人材の育成                | 22 |

# 第1章 基本計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨

福岡県では、「食品の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。」等を基本理念とし、県、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務と役割を認識し、連携協力して食品の安全・安心確保に向けた対策の一層の推進を図ることを目的に、平成28年10月、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例（以下「条例」という。）を制定しました。

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画」は、条例の規定に基づき、県の食品の安全・安心の確保に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定したものです。

## 第2節 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等に伴い、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第3節 施策の方向性

食品の安全・安心をめぐる情勢の変化に的確に対応し、食品の安全・安心の確保の取組を一層推進するため、「生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保」、「食品関連事業者の自主的な取組の促進」及び「食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立」の3つの柱を基本とする施策を推進しています。

### 1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

食品の安全性を確保するためには、生産から販売に至るまでの食品供給行程の各段階において、県、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務、役割を果たし、安全確保に向けた取組を実施していくことが求められます。

このため、県は、食品供給行程の各段階における計画的、総合的かつ効果的な施策を展開、推進することにより、更なる食品の安全性の確保を図ります。

### 2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

より安全な食品を消費者に提供するため、食品の安全・安心の確保について第一義的責任を有している食品関連事業者が、自ら行う食品の生産、製造、加工、販売の各工程において管理水準の向上に努めるなど、自主的な取組を推進します。

### 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

県民が安心して食生活を営むためには、食品の安全性が確保されていること、及びその安全性が県民に信頼されていることが重要です。

食品に対する県民の信頼を確保するためには、食品の安全性に関する情報を分かりやすく提供し、食品関連事業者と県民がお互いの立場を理解し、信頼関係を築いていく必要があります。

このため、県は、関係者間における情報及び意見交換の機会を設けるなど、リスクコミュニケーションの推進を図ります。



## 第2章 基本計画の実施状況

### 第1節 施策の体系及び関係課

食品の安全・安心確保対策を推進するため、条例に基づき、庁内の関係部局(5部17課)で構成する「福岡県食品の安全・安心推進会議」を設置し、総合的な調整を図りながら施策を推進しました。

| I 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保     |     |                          |                                       |
|--------------------------------|-----|--------------------------|---------------------------------------|
| (1)生産段階における安全・安心の確保            |     |                          |                                       |
| 農林産物                           | 施策① | 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導  | 食の安全・地産地消課<br>水田農業振興課<br>経営技術支援課      |
|                                | 施策② | 農作物のトレーサビリティの推進          | 食の安全・地産地消課<br>園芸振興課<br>水田農業振興課        |
| 畜産物                            | 施策③ | 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策    | 畜産課                                   |
|                                | 施策④ | 動物用医薬品対策                 | 畜産課                                   |
|                                | 施策⑤ | 飼料の安全対策                  | 畜産課                                   |
| 水産物                            | 施策⑥ | 貝毒対策                     | 漁業管理課                                 |
|                                | 施策⑦ | 水産用医薬品対策                 | 水産振興課                                 |
| (2)製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保    |     |                          |                                       |
| 製造、流通、販売段階<br>における安全・安心の確保     | 施策⑧ | 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進  | 生活衛生課                                 |
|                                | 施策⑨ | と畜場、食鳥処理場における安全対策        | 生活衛生課                                 |
|                                | 施策⑩ | 学校給食施設における安全対策           | 体育スポーツ健康課                             |
| 食品の適正な表示の推進                    | 施策⑪ | 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発      | 生活安全課<br>健康増進課<br>生活衛生課<br>食の安全・地産地消課 |
| 流通食品等の<br>安全・安心の確保             | 施策⑫ | 流通食品等の検査の実施              | 生活衛生課                                 |
|                                | 施策⑬ | 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策  | 薬務課                                   |
|                                | 施策⑭ | 食品検査の信頼性の確保              | 生活衛生課                                 |
| (3)人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備 |     |                          |                                       |
|                                | 施策⑮ | 食中毒対策                    | 生活衛生課                                 |
|                                | 施策⑯ | 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策 | 薬務課                                   |
| (4)食品の安全性確保等に関する調査研究の推進        |     |                          |                                       |
|                                | 施策⑰ | 食中毒の病因物質等の検査法の研究         | 生活衛生課                                 |
|                                | 施策⑱ | 環境保全に関する調査               | 水・大気環境課                               |
|                                | 施策⑲ | 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査 | 漁業管理課                                 |

| 2 食品関連事業者の自主的な取組の促進           |     |                             |                                                |
|-------------------------------|-----|-----------------------------|------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における自主的な取組の促進         |     |                             |                                                |
| 安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進 | 施策⑳ | 農林漁業者の自主管理体制確立の支援           | 食の安全・地産地消課<br>園芸振興課<br>水田農業振興課<br>畜産課<br>水産振興課 |
| GAP(農業生産工程管理)導入の促進            | 施策㉑ | GAPに取り組む産地の拡大               | 食の安全・地産地消課                                     |
| (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進   |     |                             |                                                |
| 安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進    | 施策㉒ | 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援         | 生活衛生課<br>体育スポーツ健康課                             |
| HACCPの適切な運用のための支援             | 施策㉓ | HACCPの適切な運用のための支援           | 生活衛生課                                          |
| (3) 自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進    |     |                             |                                                |
|                               | 施策㉔ | 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供 | 生活衛生課                                          |

| 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立 |     |                                   |                                                    |
|----------------------------------|-----|-----------------------------------|----------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における自主的な取組の促進            |     |                                   |                                                    |
|                                  | 施策㉕ | 関係機関、関係団体等との情報共有の推進               | 各課                                                 |
| (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発         |     |                                   |                                                    |
| 消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進         | 施策㉖ | 消費者等への食品の安全性に関する情報提供              | 生活安全課<br>健康増進課<br>生活衛生課<br>農林水産部                   |
| 学校における教育活動の推進                    | 施策㉗ | 食品の安全・安心に関する教育活動の推進               | 高校教育課<br>義務教育課<br>体育スポーツ健康課                        |
| (3) 情報及び意見の交換の促進                 |     |                                   |                                                    |
|                                  | 施策㉘ | 意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進 | 各課                                                 |
| (4) 食品関連事業者の人材の育成                |     |                                   |                                                    |
|                                  | 施策㉙ | 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成           | 生活衛生課<br>食の安全・地産地消課<br>高校教育課<br>義務教育課<br>体育スポーツ健康課 |

## 第2節 施策指標の進捗状況

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画」では、以下に示すⅡの施策指標を掲げ、それぞれに最終目標値を設定しています。施策指標の進捗状況を報告します。

| Ⅰ 生産から販売に至る各段階における食品の安全・安心の確保 |                                         |            |        |        |        |       |
|-------------------------------|-----------------------------------------|------------|--------|--------|--------|-------|
| 指標                            |                                         |            | 実 績    |        |        | 最終目標値 |
|                               |                                         |            | R5     | R6     | R7     | R8    |
| 施策指標①                         | 農薬指導士の充足率                               | 施策①        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標②                         | 飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導率                     | 施策③        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標③                         | 動物用医薬品指示書の審査率                           | 施策④        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標④                         | 漁協への出荷指導割合                              | 施策⑥        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標⑤                         | 養殖水産物への抗生物質残留検査における陰性率                  | 施策⑦        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標⑥                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実施率          | 施策⑧        | 63.4%  | 72.4%  | 102.0% | 100%  |
| 施策指標⑦                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食肉（牛、豚、鶏等）の残留抗菌性物質収去検査実施率 | 施策⑨        | 100%   | 99.1%  | 97.3%  | 100%  |
| 施策指標⑧                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査実施率                  | 施策⑫<br>施策⑬ | 104.6% | 107.2% | 107.5% | 100%  |

| Ⅱ 食品関連事業者の自主的な取組の促進 |                                              |     |             |             |             |             |
|---------------------|----------------------------------------------|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 指標                  |                                              |     | 実 績         |             |             | 最終目標値       |
|                     |                                              |     | R5          | R6          | R7          | R8          |
| 施策指標⑨               | 国際水準GAPの認証取得数                                | 施策⑫ | 48件<br>（累計） | 50件<br>（累計） | 54件<br>（累計） | 60件<br>（累計） |
| 施策指標⑩               | 食品衛生責任者実務講習会の理解度<br>（確認試験における正答率7割以上の受講者の割合） | 施策⑬ | 89.8%       | 99.2%       | 99.0%       | 100%        |

| Ⅲ 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発 |            |     |     |     |     |       |
|------------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 指標                     |            |     | 実 績 |     |     | 最終目標値 |
|                        |            |     | R5  | R6  | R7  | R8    |
| 施策指標⑪                  | 意見交換会の実施回数 | 施策⑭ | 23回 | 19回 | 18回 | 20回   |

### 第3節 施策の実施状況

基本計画の3つの柱を基本として展開する29の施策ごとに、令和7年度に実施した主な取組みを報告します。

#### I 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

##### (I) 生産段階における安全・安心の確保

###### 〈農林産物〉

#### 施策① 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導〔食の安全・地産地消課、水田農業振興課、経営技術支援課〕

##### ア 農薬指導士の育成・確保

防除業者やゴルフ場のグリーンキーパーなどの農薬使用責任者等の資質向上を図るため、農薬指導士養成研修を実施し、一定の条件を満たした研修受講者を「福岡県農薬指導士」（以下「農薬指導士」という）として認定し、対象施設に対し十分に確保しました。

##### 令和7年度実績

- 農薬指導士認定者 1,463 名（新規 82 名、更新 326 名） / 対象 1,463 施設

##### (再掲)

| 施策指標①     | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-----------|-------|------|------|------|------|----|
|           |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 農薬指導士の充足率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

##### イ 農薬販売者・使用者等の意識啓発

農薬の販売及び使用の適正化を図るため、農薬販売者、防除業者やゴルフ場職員などの農薬使用者、農薬指導士等を対象とした農薬安全使用講習会を開催しました。

##### 令和7年度実績

- 農薬安全使用講習会開催 2,174 回、延べ 35,383 名参加

##### ウ 農薬販売者・使用者への立入調査の実施

農薬取締法等の遵守を徹底するため、食の安全・地産地消課に配置した農薬取締員が、農薬販売者、農薬使用者への立入調査を実施しました。

##### 令和7年度実績

- 農薬販売者への立入調査 30 件
- 農薬使用者への立入調査 20 件

##### 令和7年度個別計画

- 農薬販売者への立入調査 30 件
- 農薬使用者への立入調査 20 件

##### エ 麦類の赤かび病被害粒混入防止対策の推進

麦類の赤かび病原菌が生産する毒素であるデオキシニバレノール（DON）の健康リスクの低減の取組みを推進しました。

##### (ア) 赤かび病発生の防止

麦類の出穂期の予測や赤かび病の発生状況等に関する情報を提供するとともに防除対策が適切に実施さ

れるよう指導を行いました。

#### 令和7年度実績

- 病害虫発生予察情報の提供（1回）、福岡県米麦大豆生産改善速報の発行（2回）
- J A全農ふくれん麦部研修会にて指導（3回）
- J A全農ふくれん麦部会硬質麦研究会研修会にて指導（2回）

#### （イ） 被害粒の混入防止

赤かび病の発生が認められた場合には区分荷受け等を行い、収穫、乾燥段階での被害粒の混入の確実な防止と選別調製により被害粒を厳選除去するよう指導しました。

#### 令和7年度実績

- J A全農ふくれん麦部会研修会にて指導（2回）
- J A全農ふくれん麦部会硬質麦研究会研修会にて指導（2回）

#### （ウ） 自主検査の推進

生産者段階におけるDONの自主検査を推進し、基準値未満の麦のみを出荷するよう指導しました。生産者ごとの防除等の栽培履歴の記帳を推進しました。

#### 令和7年度実績

- DON自主検査：19農協（検査場所1件）の100%が実施（全て基準適合）

#### オ 肥料の適正な生産・販売の指導

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、県登録の普通肥料、特殊肥料の生産・輸入業者届及び肥料販売業者届等の受理審査を行うとともに、現地での肥料立入検査等を行い、適正な肥料生産、販売がなされるように指導を強化しました。また、申請者、届出者に対しては、手続の指導はもとより肥料の品質の確保等に関する法律の目的を十分理解させ肥料の品質保持を図りました。

#### 令和7年度実績

- 届者数 207 件（生産・輸入業者 55 件、肥料販売業者 152 件）
- 肥料立入検査 2 件

### 施策② 農作物のトレーサビリティの推進〔食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課〕

#### ア 生産者団体における栽培履歴の記帳の徹底の推進

米・麦・大豆づくり推進協議会主催の生産振興大会において、生産者に生産履歴記帳の徹底を推進しました。

野菜・果物等については、JAグループと連携し、GAPの取り組み推進の中で、生産履歴のデータベース化などのトレーサビリティシステムの適正運用を推進しました。現在、21農協（J A全農ふくれん含む。）でトレーサビリティを実施しており、うち17農協で導入したシステムを活用しています。

イ 国と連携した普及啓発等

米トレーサビリティ法に基づき、米穀店等に対して米・米加工品の取引記録の作成保存及び産地伝達状況の指導・普及啓発を行いました。

#### 令和7年度実績

- 改善指導4件、啓発112件

### 〈畜産物〉

#### 施策③ 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策〔畜産課〕

##### ア 家畜伝染病対策

家畜保健衛生所は、畜産農家巡回時に家畜所有者に対し、農林水産省が定める「飼養衛生管理基準（特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき事項）」の遵守を指導しました。

#### 令和7年度実績

- 全458農場立入2回

（再掲）

| 施策指標②                   | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                         |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 飼養衛生管理基準に基づく<br>農場巡回指導率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

また、「特定家畜伝染病防疫指針（特定の家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して総合的に取り組む家畜伝染病の発生予防及びまん延の防止等の措置を講じるための指針）」に基づき、適切なモニタリング検査の実施、万一の発生を想定した取り組み等を推進しました。また、口蹄疫等防疫対策事業により、海外悪性伝染病の侵入防止、まん延防止のための危機管理体制を強化しました。

また、家畜伝染病の早期診断のために、家畜保健衛生所の施設・検査機器の計画的整備を図りました。

#### 令和7年度実績

- 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）定点・強化モニタリング検査620件（全て陰性）
- HPAI、豚熱発生を想定した机上及び実地防疫演習14回
- 家畜保健衛生所に超低温フリーザーを導入

#### 令和7年度個別計画

##### モニタリング検査等

- 口蹄疫：全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回）
- HPAI：6～9月に検査を行う定点12農場、その他年1回の検査を行う14農場について抗体検査を実施。  
全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回）
- 豚熱、アフリカ豚熱：死亡または捕獲した野生いのししについては遺伝子検査等を実施  
全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回）

##### 机上又は実地防疫演習

- HPAI：3回
- 豚熱、アフリカ豚熱：1回

#### イ 海外悪性伝染病及び動物由来感染症対策

海外悪性伝染病対策について、発生状況の正確な把握に努めるとともに、市町村、県内関係団体、畜産農家へ情報提供を行いました。また、輸入家畜の着地検査（輸入家畜が飼養地に到着した後の健康検査）を的確に実施し、伝染病の侵入防止を図りました。動物由来感染症対策については、モニタリング検査を行うなど、早期発見・届出体制の整備を行いました。

##### 令和7年度実績

- 輸入家畜全 1,395 頭を着地検査（全て異常なし）
- レンサ球菌モニタリング検査 18 検体（分離：治療、改善指導済）

#### ウ 畜産物安全性確保対策

畜産物の生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場 HACCP の普及を推進するため、その前提条件となる「衛生管理ガイドライン」に基づき、生産農場に対し総合的な衛生管理を普及しました。

##### 令和7年度実績

- 農場 HACCP 取組み 5 農場

### 施策④ 動物用医薬品対策〔畜産課〕

畜産農家に対し診療獣医師が発行した動物用医薬品指示書を審査により、未承認動物用医薬品の家畜への使用の禁止、無許可の個人輸入等の禁止、使用基準の遵守等の指導の徹底を図るとともに、販売業者の立入検査や品質確保検査を通じて、動物用医薬品の適正な流通と品質の確保を図りました。

##### 令和7年度実績

- 畜産農家に発行された動物用医薬品指示書全 3,878 件を審査
- 立入検査 210 件（違反 27 件に改善指導済）

（再掲）

| 施策指標③             |  | 最終目標値 |  |  |  |  | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------------|--|-------|--|--|--|--|------|------|------|------|----|
| 動物用医薬品指示書の<br>審査率 |  | 100%  |  |  |  |  | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
|                   |  |       |  |  |  |  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

### 施策⑤ 飼料の安全対策〔畜産課〕

畜産課及び農林事務所において、飼料の製造、販売、使用段階で安全性を確保するため、飼料安全法令等に関する普及・指導を実施しました。

#### ア 地域講習会

畜産農家、飼料製造、販売業者、市町村、農協等を対象に、飼料の安全使用について講習会を行いました。

#### イ 巡回指導

畜産農家における飼料（特に飼料添加物、動物性蛋白質）の利用状況等について、調査指導を行いました。

#### ウ 飼料製造・販売業者等への立入検査

飼料製造業者、販売業者等への立入検査を行い、BSE 発生防止にかかる工程管理について指導を行いました。

## エ 普及資料の配付

畜産農家、飼料製造販売業者、市町村、農協等を対象に、飼料の安全性等の啓発・指導のために普及資料の配付を行いました。

### 令和7年度実績

- 地域講習会 6 回開催、延べ 42 機関参加
- 巡回指導 109 件（全て適正）
- 飼料製造・販売業者等への立入調査 46 か所（全て適正）
- 畜産農家等を対象に「飼料の流通と適正使用（給与）のしおり」279 部を配布

### 令和7年度個別計画

- 地域講習会 6 回開催
- 巡回指導 105 件
- 飼料製造・販売業者等への立入調査 20 か所
- 畜産農家等を対象に「飼料の流通と適正使用（給与）のしおり」300 部を配布

## 〈水産物〉

### 施策⑥ 貝毒対策〔漁業管理課〕

福岡県農林水産部水産局貝毒対策実施要領に基づき、食用二枚貝の貝毒量検査及び、貝毒原因プランクトン調査を実施（施策⑨）し、その結果に応じて関係者への情報提供や生産者への出荷指導を行いました。

### 令和7年度実績

- 全 43 漁協等（漁協（支所）及び漁連）に指導

（再掲）

| 施策指標④       | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------|-------|------|------|------|------|----|
|             |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 漁協等へのお荷指導割合 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

### 施策⑦ 水産用医薬品対策〔水産振興課〕

養殖水産物の安全性を確保するために、動物用医薬品の使用の規制に関する省令に基づき、水産動物の養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用に関するパンフレットの配布や巡回指導などにより、適正使用の徹底を図りました。

また、養殖水産物の医薬品の残留検査により、養殖水産物の安全性の確保に努めました。

### 令和7年度実績

- 抗生物質残留検査 50 検体（全て陰性）

（再掲）

| 施策指標⑤                  | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|------------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                        |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 養殖水産物への抗生物質残留検査における陰性率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |



## (2) 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保

### 〈製造、流通、販売段階における安全・安心の確保〉

#### 施策⑧ 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進〔生活衛生課〕

##### ア 卸売市場等における安全対策

卸売市場等に対し、県下3ブロックの保健福祉（環境）事務所（筑紫、田川及び南筑後）に配置している食品衛生広域専門監視班により、食品の衛生的な取扱等の実施、有毒・有害な動植物性食品（フグ、毒キノコ等）の流通防止を図る監視指導を行いました。

##### イ 飲食店、食品製造施設、販売店等における安全対策

飲食店、食品製造施設、販売店等に対し、食品の衛生的な取扱や、HACCPに沿った衛生管理を含む施設の衛生管理について監視指導を行いました。また、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、大規模小売店舗等を中心とした特別監視を実施しました。

##### 令和7年度実績

- 監視指導 12,211 件  
(違反 268 件(内 49 件は表示基準違反)に指導)

##### 令和7年度個別計画

- 計画監視件数 10,768 件

(再掲) ※監視指導実施率は実態に近い数値とするため、令和7年3月31日時点の施設数に基づく計画監視件数(11,973件)により算出

| 施策指標⑥                     | 最終目標値 | 進捗状況  |       |       |        |    |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>監視指導実施率 | 100%  | R4    | R5    | R6    | R7(※)  | R8 |
|                           |       | 57.5% | 63.4% | 72.4% | 102.0% |    |

##### ウ 食品営業許可を要する対象業種以外の食品製造業者等における安全対策

事業者の所在を把握することで食品事故発生時に迅速に対応できるよう、届出制度について周知しました。

#### 施策⑨ と畜場、食鳥処理場における安全対策〔生活衛生課〕

##### ア と畜検査及び食鳥検査の実施

と畜検査（BSEスクリーニング検査を含む）及び食鳥検査により、疾病に罹患した獣畜等、食用に適さない食肉を排除しました。

##### 令和7年度実績

- と畜 全 74,870 頭を検査（廃棄指導：全部廃棄 99 頭、部分廃棄 40,214 件）
- 食鳥 全 2,281,219 羽を検査（廃棄指導：全部廃棄 24,268 羽、とさつ解体禁止 11,116 羽、一部廃棄 345 件）
- BSE検査 実施なし

##### イ 施設の監視指導

と畜場及び食鳥処理場並びにと畜場及び食鳥処理場に併設されている食肉処理施設について、監視指導を実施し、一般的衛生管理の状況やHACCPに沿った衛生管理の運用状況等を確認しました。

**令和7年度実績**

- 食肉処理施設の監視指導 887 件（全て適合）

**ウ 動物用医薬品の残留検査**

健康畜における収去検査及び病畜におけるモニタリング検査を実施しました。

**令和7年度実績**

- 残留抗菌性物質収去検査 218 件（全て適合）
- モニタリング検査（全病畜）208 件（全て陰性）

**令和7年度個別計画**

- 収去検査件数 224 件

（再掲）

| 施策指標⑦                               |  | 進捗状況  |      |       |       |    |
|-------------------------------------|--|-------|------|-------|-------|----|
| 最終目標値                               |  | R4    | R5   | R6    | R7    | R8 |
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>食肉の残留抗菌性物質収去検査実施率 |  | 100%  |      |       |       |    |
|                                     |  | 80.4% | 100% | 99.1% | 97.3% |    |

**施策⑩ 学校給食施設における安全対策〔体育スポーツ健康課〕****ア 日常点検及び定期点検、学校給食用食材点検**

毎日の学校給食について、作業前・作業中・作業終了後に実施し、学校薬剤師等の協力を得て施設設備、衛生管理体制等の定期点検を実施しました。

また、県内の市町村立学校等 28 施設、県立学校 2 校において、納入された食材（肉類、野菜、大豆製品または練り製品の 3 品目、学校給食用パン（県立学校 1 校のみ））について細菌検査等を実施しました。

＊平成 18 年度から練り製品については、食品添加物（保存料または着色料）を検査項目として追加。

**令和7年度実績**

- 食材検査 91 検体（国の規格基準を超えたものが 2 件）

**令和7年度個別計画**

- 計画 91 検体

**イ 学校給食施設の改善指導**

教育庁各教育事務所の指導主事が、地域の保健福祉（環境）事務所と連携し、学校給食施設の改善指導を行いました。また、文部科学省の事業「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」により、学校給食施設に指導者を派遣し、さらなる衛生管理の徹底を図るため改善指導を行いました。

**令和7年度実績**

- 学校給食施設の改善指導件数 17 施設

**令和7年度個別計画**

- 計画 17 施設

## 〈食品の適正な表示の推進〉

### 施策⑪ 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発〔生活安全課、健康増進課、生活衛生課、食の安全・地産地消課〕

#### ア 食品表示法

##### （ア）食品関連事業者等の指導

食品表示法に係る食品関連事業者に対し、立入調査を行い、食品の適正表示を指導しました。

##### （イ）食品表示に関する情報の受付

食品の表示に関する質問や相談、不適正な食品表示に関する情報などを受け付け、寄せられた情報については、担当課を通じて表示責任者に対する指導等を行いました。

##### （ウ）食品表示制度の普及啓発

食品製造業者や直売所への出荷者等を対象とした説明会の開催等を通じて、食品表示制度の普及・啓発を行いました。

#### 令和7年度実績

- 立入検査 12,409 件（違反 140 件に指導）
- 情報受付 816 件（違反 34 件に指導）
- 直売所への出荷者等を対象とした説明会 5 回、延べ 185 名参加  
（内訳：直売所出荷者 4 回、延べ 152 名参加。その他 1 回、延べ 33 名参加。）

#### イ 健康増進法

特別用途食品及び健康保持増進効果の虚偽誇大広告等に関する表示の適正化について、各保健福祉（環境）事務所に窓口を設け、情報収集・調査・指導・相談を行いました。

#### 令和7年度実績

- 対応 117 件（違反 104 件に指導）

#### ウ 不当景品類及び不当表示防止法

不当な表示（優良誤認、有利誤認等される表示）に関する情報や相談を県消費生活センターにおいて受け付け、不当な表示を行う事業者への指導等を行いました。

#### 令和7年度実績

- 対応 37 件（違反 4 件に指導）

## 〈流通食品等の安全・安心の確保〉

### 施策⑫ 流通食品等の検査の実施〔生活衛生課〕

保健福祉（環境）事務所の食品衛生監視員が県内の食品製造施設、販売施設等から収去した食品について、微生物や食品添加物等の収去検査を実施しました。

#### 令和7年度実績

- 収去検査 7,269 件（違反 13 件に指導）：実施率 107.6%

#### 令和7年度個別計画

- 食品等検査計画 6,758 件

### 施策⑬ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策〔業務課〕

インターネット又は店頭で、痩身や強壮等の目的で販売されている健康食品を買い上げ、医薬品成分が含有されていないか検査（抜き打ち検査）しました。検査の結果、医薬品成分の含有を確認したため、無承認無許可医薬品として、販売業者を管轄する自治体へ通報するとともに、報道発表及びホームページ掲載等により当該製品の摂取中止について広く県民に呼びかけを行いました。

#### 令和7年度実績

- 検査 30 件（内 1 製品から医薬品成分を検出）：実施率 100%

#### 令和7年度個別計画

- 食品等検査計画 30 件

（再掲）

| 施策指標③                      |       | 進捗状況  |        |        |        |    |
|----------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|----|
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>食品等検査実施率 | 最終目標値 | R4    | R5     | R6     | R7     | R8 |
|                            |       | 88.6% | 104.6% | 107.2% | 107.5% |    |

### 施策⑭ 食品検査の信頼性の確保〔生活衛生課〕

食品衛生検査施設である保健環境研究所、食肉衛生検査所、保健福祉（環境）事務所検査課で実施する検査結果の信頼性を維持するために、内部点検、内部精度管理及び外部精度管理を実施し精度管理を徹底します。

#### 令和7年度実績

- 内部点検 9 回、外部精度管理調査 12 項目（外部精度管理において、不満足な結果が得られた 2 施設のうち、1 施設について改善計画確認済、1 施設について改善対応中）

### (3) 人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備

#### 施策⑮ 食中毒対策〔生活衛生課〕

食中毒処理要領、福岡県食中毒対策要綱及び食中毒調査マニュアルに基づき迅速かつ適切な処理を行いました。

##### ア 平常時における準備

緊急連絡網の整備、機材の整備及び職員の研修を実施しました。

##### イ 食中毒発生時の対応

関係部局との連携を図りながら食中毒調査マニュアルに基づき迅速かつ的確な調査を実施しました。

##### ウ 公表

健康被害の拡大及び再発を防止する観点から、必要な情報について可能な限り速やかに公表しました。

##### エ 食中毒発生防止のための啓発

食中毒多発期にあつては、食品等事業者や県民に対し、講習会の実施やホームページ等による注意喚起を行いました。

#### 令和 7 年度実績

- 職員の研修・訓練 2 回
- 食中毒（疑い）発生に伴う報道記者発表 29 件
- 食中毒予防講習会への講師派遣 35 回、延べ 4,521 名参加
- 県ホームページ等での注意喚起

#### 施策⑯ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策〔薬務課〕

医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害が発生した場合、当該製品の成分検査を行い、早急な原因究明を図ります。

#### 令和 7 年度実績

- 対応 0 件

#### (4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

##### 施策⑰ 食中毒の病因物質等の検査法の研究〔生活衛生課〕

###### ア 保健環境研究所の取り組み

食品等の安全性に関する調査研究を実施しました。

###### 令和7年度実績

- 食中毒の病因物質や食品汚染物質による健康被害を防止するための研究（1 課題）
- 油症の健康影響に関する疫学的研究（ヒト健康への影響解明及び症状の軽減化等）（1 課題）

###### イ 食肉衛生検査所の取り組み

食肉の安全性に関する調査研究を実施しました。

###### 令和7年度実績

- 食肉及び食鳥肉の微生物汚染実態調査
- 食肉及び食鳥肉の残留有害物質調査

##### 施策⑱ 環境保全に関する調査〔水・大気環境課環境保全課〕

保健環境研究所では、農作物、水産物等の食品の安全性への影響が考えられることから、環境中の有害化学物質等の調査を実施しました。

###### 令和7年度実績

- 大気汚染防止法に基づく大気中の有害化学物質等の測定
- 水質汚濁防止法に基づく河川や湖沼などの公共用水域や地下水の水質測定
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気・水質・土壌の測定

##### 施策⑲ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査〔漁業管理課〕

水産海洋技術センターにおいて、二枚貝の安全性を確保するための調査を実施しました。

###### 令和7年度実績

- 貝毒原因プランクトンの出現動向調査 42 回  
（原因プランクトンは確認されたが、毒化発生なし。）
- 麻痺性貝毒量 40 件、下痢性貝毒量検査 5 件  
（貝毒検出なし。）

###### 令和7年度個別計画

- 貝毒量検査 2～21 回実施

## 2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

### (1) 生産段階における自主的な取組の促進

#### 〈安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進〉

##### 施策⑳ 農林漁業者の自主管理体制確立の支援〔食の安全・地産地消課、水田農業振興課、園芸振興課、畜産課、水産振興課〕

###### ア 安全な農産物供給のための自主管理体制確立支援

米・麦・大豆づくり推進協議会主催の生産振興大会において、生産者に生産履歴の記帳を推進するとともに、JA 全農ふくれんの主食米・麦・大豆部会研修会で、農薬の適正使用の徹底を図り、安全な農産物生産体制確立を支援しました。

###### 令和7年度実績

- 福岡の麦・大豆づくり生産者研修会開催1回、213名参加

###### イ 安全な水産物供給のための自主管理体制確立支援

漁獲物の衛生管理を図るため、漁業協同組合等が行う水産物衛生処理施設の整備を支援しました。

#### 〈GAP導入の促進〉

##### 施策㉑ GAPに取り組む産地の拡大〔食の安全・地産地消課〕

GAPに取り組むことで、農産物の品質・安全性の確保、経営改善等に取り組む産地及び農業者等を拡大するため、関係機関と連携し、GAP指導者やGAPの取組を活用した改善活動に取り組む産地の育成などに取り組みました。

###### 令和7年度実績

- 国際水準GAPの認証取得4件（令和7年度）

（再掲）

| 施策指標⑨            |              | 進捗状況         |              |              |              |    |
|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
|                  | 最終目標値        | R4           | R5           | R6           | R7           | R8 |
| 国際水準 GAP の認証取得件数 | 60 件<br>(累計) | 46 件<br>(累計) | 48 件<br>(累計) | 50 件<br>(累計) | 54 件<br>(累計) |    |

## (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進

### 〈安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進〉

#### 施策② 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援〔生活衛生課、体育スポーツ健康課〕

##### ア 食品営業者等

食品衛生に関する様々な知識の習得を目的とした講習会等を開催するとともに、業界団体等が開催する講習会に講師を派遣することにより、自主的な衛生管理の確立を支援しました。また、「食品衛生総合管理システム」の活用により、衛生管理を適正に評価し、食品営業者の自主的な衛生管理の進捗状況を管理出来る体制を整備しました。

##### 令和7年度実績

- 食品衛生責任者実務講習会開催 37 回、延べ 945 名参加
- 食中毒予防講習会への講師派遣 35 回、延べ 4,521 名参加（再掲）
- ふぐ講習会開催 1 回、19 名参加
- その他講習会開催 34 回、1,489 名参加

##### イ と畜場・食鳥処理場設置者

と畜及び食鳥衛生向上運動旬間を定めて衛生講習会を開催し、HACCP に沿った衛生管理の運用を支援しました。

##### 令和7年度実績

- 衛生講習会開催 6 回、延べ 121 名参加

##### ウ 学校給食施設設置者

教育事務所指導主事による学校給食施設訪問において、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の基準、作業基準、各種点検等についての適合を確認し、市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会に対しその遵守について助言しました。また、教育事務所の市町村担当者説明会において、衛生管理の徹底について啓発しました。

##### 令和7年度実績

- 学校給食訪問 17 施設



## 〈HACCP（危害要因分析重要管理点）の適切な運用のための支援〉

### 施策② HACCPの適切な運用のための支援〔生活衛生課〕

#### ア 食品事業者に対する支援

令和3年6月1日より、すべての食品営業者を対象に HACCP に沿った衛生管理が義務化されたことから、食品事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理導入後も適切な運用ができるよう支援を行いました。

#### 令和7年度実績

- 衛生管理計画確認許可数 10,626 件（確認対象許可数 32,720 件）

#### イ 食品衛生責任者実務講習会の開催

食品衛生に関する最新の知見や、HACCP に沿った衛生管理の知識等を習得する機会となる講習会を開催し、食品衛生責任者の意識向上を図りました。

#### 令和7年度実績

- 開催 37 回、延べ 945 名参加（再掲）

（再掲）

| 施策指標⑩                     | 最終目標値 | 進捗状況  |       |       |       |    |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 食品衛生責任者実務講習会の理解度※         | 100%  | R4    | R5    | R6    | R7    | R8 |
| ※確認試験における正答率 7 割以上の受講者の割合 |       | 99.1% | 89.8% | 99.2% | 99.0% |    |

#### ウ と畜場又は食鳥処理場における運用支援

と畜場又は食鳥処理場の事業者に対して、HACCP が適切に運用されているか確認を行い、助言指導を行いました。

### （3）自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

### 施策④ 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供〔生活衛生課〕

食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を県民及び事業者にも周知し、自主回収を行う事業者に対し、必要な助言指導を行いました。また、法の届出対象外となる自主回収事案について、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づく自主回収報告制度の運用により、県民へ速やかな情報提供を行いました。

#### 令和7年度実績

- 法に基づく自主回収情報報告 47 件
- 条例に基づく自主回収情報公表 2 件

### 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

#### (1) 関係機関、関係団体等との連携

##### 施策② 関係機関、関係団体等との情報共有の推進〔各課〕

食品衛生、食品表示、家畜衛生の各分野において、関係省庁や他自治体等と連携した関係施設への監視指導、違反等発見時の対応を行いました。

##### 令和7年度実績

- 〈食品衛生分野〉
  - 広域連携協議会への参加1回
  - 国、他自治体との連携会議への出席10回（電子会議を含む。）
- 〈食品表示分野〉
  - 福岡県食品表示監視協議会における情報交換1回
  - 他自治体等との被疑情報回付29件
- 〈家畜衛生分野〉
  - 国、FAMIC等との情報交換1回

#### (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発

##### 〈消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進〉

##### 施策③ 消費者等への食品の安全性に関する情報提供〔生活安全課、健康増進課、生活衛生課、農林水産部〕

##### ア 食品衛生に関する普及啓発〔生活衛生課、農林水産部〕

消費者自らが安全な食品を選択し、食品の特性に応じた衛生的な取扱いができるよう、食の安全に関する講習会等を開催するとともに、出前講座への講師派遣を行いました。

食中毒の発生情報や食品衛生法に違反する情報を提供し、食品衛生上の危害の状況を啓発することにより、食品による健康被害の未然防止や拡大防止を図りました。

##### 令和7年度実績

- 出前講座開催14回、延べ299名参加
- 食中毒事例の公表13件、食品衛生法違反事例の公表7件

##### イ 健康増進に関する普及啓発〔健康増進課〕

栄養成分表示の正しい見方や活用方法及び保健機能食品等の適正な活用や摂取方法について、保健福祉環境事務所等が開催する各種講習会を通じ普及啓発を行いました。

##### 令和7年度実績

- 開催6回、延べ309名参加

##### ウ 消費者安全に関する普及啓発〔生活安全課〕

消費者が、不当表示、消費者事故及び風評被害について、正しく必要な知識を身につけることができるように、県消費生活センターにおいてインターネット等の情報媒体を活用して情報提供を行いました。

## 〈学校における教育活動の推進〉

### 施策⑳ 食品の安全・安心に関する教育活動の推進〔高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課〕

#### ア 児童生徒への指導方法

##### （ア）小中学校における指導方法

- ・ 技術・家庭科の家庭分野における調理実習や、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、安全・衛生に配慮した食に関する指導が行われるように、学校訪問や要請訪問等で学習指導体制や指導方法について、市町村教育委員会や学校の教職員に対し、指導・助言を行いました。
- ・ 各教育事務所（6か所）にて、学校管理職、保健主事、栄養教諭等を対象に、食の安全・安心に関する研修会を行い、児童生徒の食育環境の改善・充実に資する指導・助言を行いました。

#### 令和7年度実績

- 小中学校関係者に対する研修会開催 12 回、延べ 987 名参加（1～3 回/教育事務所）

##### （イ）高等学校における指導方法

- ・ 家庭科食生活分野や農業・水産の食品の加工において、安全と衛生に配慮した実習が行われるように、指導を行いました。調理実習・加工実習をとおして、食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて理解させ、安全で衛生的な食生活を営むことができるような生徒の指導方法について、指導・助言を行いました。
- ・ 農水産物の生産において、食品の安全を重視した栽培・飼育等に取り組むよう教職員に対して指導・助言を行いました。特に農薬等の薬品や食品添加物の使用について安全基準を遵守するように指導・助言しました。

#### 令和7年度実績

- 高校教員に対する研修会開催 7 回、延べ 123 名参加

#### イ 保護者に対する普及啓発

食についての正しい知識の普及啓発を図るため、給食便りや PTA 学校給食教室などにおいて学校給食に使用する食材等を中心に、食の安全に関する情報提供をしました。

### (3) 情報及び意見の交換の促進

#### 施策⑳ 意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進〔各課〕

県、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、情報や意見を交換する機会を設け、リスクコミュニケーションを促進しました。

##### ア リスクコミュニケーション

食品の安全・安心に関する出前講座や講習会、シンポジウムなどを実施し、意見交換を進めました。

##### 令和7年度実績

- リスクコミュニケーション実施17回、延べ372名参加
- 食中毒予防シンポジウム実施1回、167名参加

(再掲)

| 施策指標⑪      | 最終目標値 | 進捗状況 |     |     |     |    |
|------------|-------|------|-----|-----|-----|----|
|            |       | R4   | R5  | R6  | R7  | R8 |
| 意見交換会の実施回数 | 20回   | 15回  | 23回 | 19回 | 18回 |    |

##### イ リスクコミュニケーション推進事業

食品の安全性向上に努め、自主的な衛生管理の取組を行うなど、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への食品安全・安心情報の発信や施設見学における意見交換を実施しました。(H29年度から実施)

##### 令和7年度実績

- リスクコミュニケーション登録施設10件、推進事業参加者50,427名(H29年度からの累計)

##### ウ パブリックコメント

食品の安全・安心にかかる施策に関し、パブリックコメントの実施等により広く県民の意見を聴くとともに、県民から施策についての提案があったときは、当該提案についての検討を行い、その提案者に対して見解を明らかにし、その内容を公表しました。

##### 令和7年度実績

- パブリックコメント実施1件、施策の提案制度提出0件

#### (4) 食品関連事業者の人材の育成

##### 施策② 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成〔食の安全・地産地消課、水産局、生活衛生課、教育庁〕

###### ア 農業分野における人材育成〔食の安全・地産地消課〕

(ア) 農薬取扱指導者等の育成を図るため必要な研修、講習会を開催しました。

###### 令和7年度実績

- 農薬安全使用講習会開催2回、97名参加
- 農薬指導士養成研修開催1回、88名参加

(イ) 直売所の責任者等に対し、食品表示や農薬適正使用について説明会を実施しました。

###### 令和7年度実績

- 直売所向け食品表示等説明会5回、延べ185名参加（再掲）

###### イ 水産分野における人材育成〔漁業管理課、水産振興課〕

漁業者に対して、県内の各種研究会等を通し次の内容について指導、講習を行いました。

- ・ 貝毒についての情報提供
- ・ 貝毒検査体制についての説明
- ・ 生産者責任
- ・ 貝毒発生時の対応
- ・ その他食品の安全に関する事項

###### 令和7年度実績

- カキ養殖業者向け衛生講習会1回、4漁協参加

###### ウ 食品衛生分野における人材育成〔生活衛生課〕

業界団体が実施する講習会等に講師を派遣することにより、食品営業者やその団体が行う自主管理体制の確立に必要な人材の育成を行いました。

###### 令和7年度実績

- 食品衛生指導員研修会（福岡県食品衛生協会主催）
- こども食堂運営者等への食品衛生研修（こども未来課・福岡県こども食堂ネットワーク共催）

###### エ 教育分野における人材育成〔高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課〕

(ア) 小中学校関係者に対する研修会

- α 学校の管理職、学校給食担当教諭や栄養教諭、学校栄養職員に対する研修会  
正しい理解と指導力の向上を図るため、次の研修会を開催しました。

###### 令和7年度実績

- 栄養教諭・学校栄養職員等研修会15回、延べ1,056名参加
- 若年教員研修（栄養教諭）3回、11名参加

b 家庭科を指導する教員に対する研修会

基本研修（家庭科）をととして食の安全・安心に関する知識技術を深めさせ、指導力の向上を図りました。

**令和7年度実績**

- 小中学校の家庭科を指導する教員に対する研修会開催1回、延べ14名参加

c 学校給食調理従事員に対し、資質の向上と指導力の向上を図るため、次の研修会を開催しました。

**令和7年度実績**

- 学校給食調理従事員研修会開催1回、43名参加

(イ) 高校教員に対する研修会

- ・ 家庭科の教員に対し、基本研修（家庭科）や家庭科技術検定伝達講習会等の研修をととして食の安全・安心に関する知識技術を深めさせるとともに調理実験・実習における食材・調理器具などの衛生的な管理と取扱いについての指導・助言を行い、指導力の向上を図りました。
- ・ 農業科の教員に対し、基本研修（農業科）や新規採用教員実技講習会において、栽培・飼育・食品加工・販売等について食の安全に関する指導・助言を行い、知識技術を深めさせるとともに、GAPに関する研修会を実施し、指導力の向上を図りました。

**令和7年度実績**

- 高校教員に対する研修会開催7回、延べ123名参加（再掲）

福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画  
(第 2 次)

令和 8 年度実施計画

福 岡 県

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 施策指標                         | 1  |
| 第2章 各施策の実施計画                     |    |
| 1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保       |    |
| （1）生産段階における安全・安心の確保              | 2  |
| （2）製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保      | 6  |
| （3）人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備   | 10 |
| （4）食品の安全性確保等に関する調査研究の推進          | 11 |
| 2 食品関連事業者あとの自主的な取組の促進            |    |
| （1）生産段階における自主的な取組の促進             | 12 |
| （2）製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進       | 12 |
| （3）自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進        | 13 |
| 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立 |    |
| （1）関係機関、関係団体等との連携                | 14 |
| （2）食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発          | 14 |
| （3）情報及び意見の交換の促進                  | 15 |
| （4）食品関連事業者の人材の育成                 | 16 |



## 第Ⅰ章 施策指標

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画」において設定した施策指標について、最終目標値及び進捗状況を示します。

| Ⅰ 生産から販売に至る各段階における食品の安全・安心の確保 |                                         |            |        |        |        |       |
|-------------------------------|-----------------------------------------|------------|--------|--------|--------|-------|
| 指標                            |                                         |            | 実 績    |        |        | 最終目標値 |
|                               |                                         |            | R5     | R6     | R7     | R8    |
| 施策指標①                         | 農業指導士の充足率                               | 施策①        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標②                         | 飼養衛生管理基準に基づく農場巡回指導率                     | 施策③        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標③                         | 動物用医薬品指示書の審査率                           | 施策④        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標④                         | 漁協への出荷指導割合                              | 施策⑥        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標⑤                         | 養殖水産物への抗生物質残留検査における陰性率                  | 施策⑦        | 100%   | 100%   | 100%   | 100%  |
| 施策指標⑥                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食品営業施設等への監視指導実施率          | 施策⑧        | 63.4%  | 72.4%  | 102.0% | 100%  |
| 施策指標⑦                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食肉（牛、豚、鶏等）の残留抗菌性物質収去検査実施率 | 施策⑨        | 100%   | 99.1%  | 97.3%  | 100%  |
| 施策指標⑧                         | 食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査実施率                  | 施策⑫<br>施策⑬ | 104.6% | 107.2% | 107.5% | 100%  |

| Ⅱ 食品関連事業者の自主的な取組の促進 |                                              |     |              |              |              |              |
|---------------------|----------------------------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 指標                  |                                              |     | 実 績          |              |              | 最終目標値        |
|                     |                                              |     | R5           | R6           | R7           | R8           |
| 施策指標⑨               | 国際水準GAPの認証取得数                                | 施策⑫ | 48 件<br>(累計) | 50 件<br>(累計) | 54 件<br>(累計) | 60 件<br>(累計) |
| 施策指標⑩               | 食品衛生責任者実務講習会の理解度<br>(確認試験における正答率7割以上の受講者の割合) | 施策⑬ | 89.8%        | 99.2%        | 99.0%        | 100%         |

| Ⅲ 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発 |            |     |      |      |      |       |
|------------------------|------------|-----|------|------|------|-------|
| 指標                     |            |     | 実 績  |      |      | 最終目標値 |
|                        |            |     | R5   | R6   | R7   | R8    |
| 施策指標⑪                  | 意見交換会の実施回数 | 施策⑮ | 23 回 | 19 回 | 18 回 | 20 回  |

## 第2章 各施策の実施計画

### I 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

#### (I) 生産段階における安全・安心の確保

##### 〈農林産物〉

#### 施策① 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導<sup>〔食の安全・地産地消課、水田農業振興課、経営技術支援課〕</sup>

##### ア 農薬指導士の育成・確保

防除業者やゴルフ場のグリーンキーパーなどの農薬使用責任者等の資質向上を図るため、農薬指導士養成研修を実施し、一定の条件を満たした研修受講者を「福岡県農薬指導士」（以下「農薬指導士」という）として認定し、対象施設に対し十分に確保します。

（再掲）

| 施策指標①     | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-----------|-------|------|------|------|------|----|
| 農薬指導士の充足率 | 100%  | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
|           |       | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

##### イ 農薬販売者・使用者等の意識啓発

農薬の販売及び使用の適正化を図るため、農薬販売者、防除業者やゴルフ場職員などの農薬使用者、農薬指導士等を対象とした農薬安全使用講習会を開催します。

##### ウ 農薬販売者・使用者への立入調査の実施

農薬取締法等の遵守を徹底するため、食の安全・地産地消課に配置した農薬取締員が、農薬販売者、農薬使用者への立入調査を実施します。

#### 令和8年度個別計画

##### 立入調査実施件数

➤ 農薬販売者 30 件、農薬使用者 20 件

##### 〈立入調査の内容等〉

- ・ 無登録農薬の販売・使用などの違法行為や農薬保管管理の不備などの違反行為について調査し、必要に応じて警告等の指導を実施します。
- ・ 毒劇物取締法、消防法に基づく農薬の保管・管理状況を調査し、必要に応じて警告等の指導を実施します。

##### エ 麦類の赤かび病被害粒混入防止対策の推進

麦類の赤かび病原菌が生産する毒素であるデオキシニバレノール（DON）の健康リスクの低減の取組みを推進します。

##### （ア） 赤かび病発生防止

麦類の出穂期の予測や赤かび病の発生状況等に関する情報を提供するとともに防除対策が適切に実施されるよう指導を行います。

##### （イ） 被害粒の混入防止

赤かび病の発生が認められた場合には区分荷受け等を行い、収穫、乾燥段階での被害粒の混入の確実な防止と選別調製により被害粒を厳選除去するよう指導します。

#### (ウ) 自主検査の推進

生産者段階におけるDONの自主検査を推進し、基準値未満の麦のみを出荷するよう指導します。生産者ごとの防除等の栽培履歴の記帳を推進します。

#### オ 肥料の適正な生産・販売の指導

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、県登録の普通肥料、特殊肥料の生産・輸入業者届及び肥料販売業者届等の受理審査を行うとともに、現地での肥料立入検査等を行い、適正な肥料生産、販売がなされるように指導を強化していきます。また、申請者、届出者に対しては、手続の指導はもとより肥料の品質の確保等に関する法律の目的を十分理解させ肥料の品質保持を図ります。

### 施策② 農作物のトレーサビリティの推進〔食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課〕

#### ア 生産者団体における栽培履歴の記帳の徹底の推進

米・麦・大豆づくり推進協議会主催の生産振興大会において、生産者に生産履歴記帳の徹底を推進します。野菜・果物等については、JAグループと連携し、GAPの取り組み推進の中で、生産履歴のデータベース化などのトレーサビリティシステムの適正運用を推進します。

#### イ 国と連携した普及啓発等

米トレーサビリティ法に基づき、米穀店等に対して米・米加工品の取引記録の作成保存及び産地伝達状況の指導・普及啓発を行います。

### 〈畜産物〉

### 施策③ 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策〔畜産課〕

#### ア 家畜伝染病対策

家畜保健衛生所は、畜産農家巡回時に家畜所有者に対し、農林水産省が定める「飼養衛生管理基準（特定の畜産物についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき事項）」の遵守を指導します。（再掲）

| 施策指標②                   | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                         |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 飼養衛生管理基準に基づく<br>農場巡回指導率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

また、「特定家畜伝染病防疫指針（特定の畜産物伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して総合的に取り組む家畜伝染病の発生予防及びまん延の防止等の措置を講じるための指針）」に基づき、適切なモニタリング検査の実施、万一の発生を想定した取り組み等を推進します。また、口蹄疫等防疫対策事業により、海外悪性伝染病の侵入防止、まん延防止のための危機管理体制を強化します。

特に、大きな社会問題となる口蹄疫等の対策については、次の取り組みを行います。

また、家畜伝染病の早期診断のために、家畜保健衛生所の施設・検査機器の計画的整備を図ります。

| 疾病名              | モニタリング検査等                                                                  | 机上又は実地防疫演習 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 口蹄疫              | ➤ 全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回）                                                   |            |
| 高病原性<br>鳥インフルエンザ | ➤ 6～9月に検査を行う定点12農場、その他年1回の検査を行う14農場について抗体検査を実施<br>➤ 全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回） | 4回         |
| CSF、ASF          | ➤ 死亡または捕獲した野生いのししについては遺伝子検査等を実施<br>➤ 全農場立入による飼養衛生管理の確認（年2回）                |            |

## イ 海外悪性伝染病及び動物由来感染症対策

海外悪性伝染病対策について、発生状況の正確な把握に努めるとともに、市町村、県内関係団体、畜産農家へ情報提供を行います。また、輸入家畜の着地検査（輸入家畜が飼養地に到着した後の健康検査）を適確に実施し、伝染病の侵入防止を図ります。動物由来感染症対策については、モニタリング検査を行うなど、早期発見・届出体制の整備を行います。

## ウ 畜産物安全性確保対策

畜産物の生産段階での安全性を確保する高度な衛生管理手法である農場HACCPの普及を推進するため、その前提条件となる「衛生管理ガイドライン」に基づき、生産農場に対し総合的な衛生管理を普及します。

### 施策④ 動物用医薬品対策〔畜産課〕

畜産農家に対し診療獣医師が発行した動物用医薬品指示書を審査により、未承認動物用医薬品の家畜への使用の禁止、無許可の個人輸入等の禁止、使用基準の遵守等の指導の徹底を図るとともに、販売業者の立入検査や品質確保検査を通じて、動物用医薬品の適正な流通と品質の確保を図ります。

（再掲）

| 施策指標③             | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                   |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 動物用医薬品指示書の<br>審査率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

### 施策⑤ 飼料の安全対策〔畜産課〕

畜産課及び農林事務所において、飼料の製造、販売、使用段階で安全性を確保するため、飼料安全法令等に関する普及・指導を実施します。

#### ア 地域講習会

畜産農家、飼料製造、販売業者、市町村、農協等を対象に、飼料の安全使用について講習会を行います。

#### イ 巡回指導

畜産農家における飼料（特に飼料添加物、動物性蛋白質）の利用状況等について、調査指導を行います。

#### ウ 飼料製造・販売業者等への立入検査

飼料製造業者、販売業者等への立入検査を行い、BSE発生防止にかかる工程管理について指導を行います。

## エ 普及資料の配付

畜産農家、飼料製造販売業者、市町村、農協等を対象に、飼料の安全性等の啓発・指導のために普及資料の配付を行います。

### 令和8年度個別計画

- ・ 地域講習会：年6回開催
- ・ 巡回指導：年105件実施
- ・ 立入検査：6か所に立入
- ・ 普及資料の配付：「飼料の流通と適正使用（給与）のしおり」280部

## 〈水産物〉

### 施策⑥ 貝毒対策〔漁業管理課〕

福岡県農林水産部水産局貝毒対策実施要領に基づき、食用二枚貝の貝毒量検査及び、貝毒原因プランクトン調査を実施（施策⑨）し、その結果に応じて関係者への情報提供や生産者への出荷指導を行います。

（再掲）

| 施策指標④       | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|-------------|-------|------|------|------|------|----|
|             |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 漁協等へのお荷指導割合 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

### 施策⑦ 水産用医薬品対策〔水産振興課〕

養殖水産物の安全性を確保するために、動物用医薬品の使用の規制に関する省令に基づき、水産動物の養殖業者に対する水産用医薬品の適正使用に関するパンフレットの配布や巡回指導などにより、適正使用の徹底を図ります。

また、養殖水産物の医薬品の残留検査により、養殖水産物の安全性の確保に努めます。

（再掲）

| 施策指標⑤                      | 最終目標値 | 進捗状況 |      |      |      |    |
|----------------------------|-------|------|------|------|------|----|
|                            |       | R4   | R5   | R6   | R7   | R8 |
| 養殖水産物への<br>抗生物質残留検査における陰性率 | 100%  | 100% | 100% | 100% | 100% |    |

## (2) 製造から販売に至る各段階における安全・安心の確保

### 〈製造、流通、販売段階における安全・安心の確保〉

#### 施策⑧ 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進〔生活衛生課〕

##### ア 卸売市場等における安全対策

卸売市場等における安全対策については、県下3ブロックの保健福祉（環境）事務所（筑紫、田川及び南筑後）に配置している食品衛生広域専門監視班による監視指導を実施します。

##### 監視指導項目

- ・ 表示基準等についての適合を確認し、遵守を徹底します。
- ・ 一般的衛生管理の実施状況を確認し、遵守を徹底するとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか確認し、指導を行います。
- ・ 農林水産物の入荷、出荷に関する記録の作成、保存について指導し、確認します。
- ・ 有毒なフグが市場に流通しないよう、フグに関する特別監視を実施します。

##### イ 飲食店、食品製造施設、販売店等における安全対策

###### （ア）通常の監視指導

食品衛生監視員は、通常、次のとおりの監視指導を行います。

##### 〈監視指導項目〉

- ・ 営業施設の施設基準並びに食品等の規格基準、添加物の使用基準及び表示等についての適合を確認し、その遵守を徹底するとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか確認し、指導を行います。
- ・ 製造等に関する記録の作成、保存について指導し、確認します。
- ・ 食品による危害発生頻度の高い業種や大規模施設、広域流通食品の製造施設等に対し、HACCP手法に基づく監視指導を積極的に導入し、効果的な監視指導を実施します。
- ・ アレルギー表示の適正化を図るため、食品製造業者等による使用原材料の点検及び確認の徹底について指導します。

###### （イ）特別監視

通常の監視指導のほか、時期、対象施設の種類等により次のとおり監視指導を行います。

###### a 夏期及び年末における特別監視

食中毒が多発する夏季及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施します。

###### b フグに関する特別監視

水産物の大量かつ広域流通する拠点である水産物卸売市場において、有毒な魚（ドクサバフグ等）が流通しないよう監視指導を実施するとともに、素人調理によるフグ中毒が後を絶たない状況を考慮し、釣り人や一般消費者に対して啓発を行い、フグによる食中毒の発生を防止します。

###### c 生食用食肉に係る監視

生食用食肉や牛肝臓に係る規格基準等が遵守されるよう、関係営業施設の監視指導を実施します。

###### d その他の特別監視

特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生した場合は、随時厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて、監視指導を実施します。



## ウ 食品営業許可を要する対象業種以外の食品製造業者等における安全対策

事業者の所在を把握することで食品事故発生時に迅速に対応できるよう、届出制度について周知します。

### 令和8年度個別計画

- 令和8年度食品衛生監視指導計画における計画監視件数 11,177 件

(再掲)

| 施策指標⑥                     | 最終目標値 | 進捗状況  |       |       |        |    |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>監視指導実施率 | 100%  | R4    | R5    | R6    | R7     | R8 |
|                           |       | 57.5% | 63.4% | 72.4% | 102.0% |    |

## 施策⑨ と畜場、食鳥処理場における安全対策〔生活衛生課〕

### ア と畜検査及び食鳥検査の実施

と畜検査及び食鳥検査により、疾病に罹患した獣畜等、食用に適さない食肉を排除します。

と畜場においては、BSE対策として特定危険部位の除去や分別管理の徹底について監視指導を徹底します。  
また、異常行動又は神経症状を呈する牛についてBSEスクリーニング検査を実施します。

### イ 施設の監視指導

#### a 対象施設

と畜場及び食鳥処理場並びにと畜場及び食鳥処理場に併設されている食肉処理施設を対象とします。

#### b 頻度

施設の開場日にその都度（認定小規模食鳥処理場にあつては、別途定める日）実施します。

#### c 監視指導項目

- 法に基づくと畜場及び食鳥処理場並びに上記食肉処理業の構造設備基準、管理運営基準等について、適合状況を確認し、その遵守を徹底します。
- 一般的衛生管理の状況を確認し、その徹底を指導するとともに、HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されているか確認し、指導を行います。
- 処理等に関する記録の作成、保存について確認し、指導を行います指導し、確認します。
- 自主検査の実施について指導し、確認します。

### ウ 動物用医薬品の残留検査

健康畜における収去検査及び病畜におけるモニタリング検査を実施します。

### 令和8年度個別計画

- 食品衛生監視指導計画に基づく食肉の残留抗菌性物質収去検査 218 件

(再掲)

| 施策指標⑦                               | 最終目標値 | 進捗状況  |      |       |       |    |
|-------------------------------------|-------|-------|------|-------|-------|----|
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>食肉の残留抗菌性物質収去検査実施率 | 100%  | R4    | R5   | R6    | R7    | R8 |
|                                     |       | 80.4% | 100% | 99.1% | 97.3% |    |

## 施策⑩ 学校給食施設における安全対策〔体育スポーツ健康課〕

### ア 日常点検及び定期点検、学校給食用食材点検

毎日の学校給食について、作業前・作業中・作業終了後に実施し、学校薬剤師等の協力を得て施設設備、衛生管理体制等の定期点検を実施します。

また、県内の市町村立学校等 28 施設、県立学校 2 校において、納入された食材（肉類、野菜、大豆製品または練り製品の 3 品目、学校給食用パン（県立学校 1 校のみ））について細菌検査等を実施します。

＊平成 18 年度から練り製品については、食品添加物（保存料または着色料）を検査項目として追加。

#### 令和 8 年度個別計画

- ・ 食材検査 30 施設×3 検体+1 検体=91 検体

### イ 学校給食施設の改善指導

教育庁各教育事務所の指導主事が、地域の保健福祉（環境）事務所と連携し、学校給食施設の改善指導を行います。また、文部科学省の事業「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」により、学校給食施設に指導者を派遣し、さらなる衛生管理の徹底を図るため改善指導を行います。

（ア）対象施設：学校給食施設（単独調理場、共同調理場）

（イ）指導項目：学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の基準、作業管理基準、各種点検等についての適合を確認し、その遵守を徹底します。

#### 令和 8 年度個別計画

- ・ 学校給食施設の改善指導件数 17 施設



## 〈食品の適正な表示の推進〉

### 施策⑪ 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発〔生活安全課、健康増進課、生活衛生課、食の安全・地産地消課〕

#### ア 食品表示法

##### （ア）食品関連事業者等の指導

食品表示法に係る食品関連事業者に対し、立入調査を行い、食品の適正表示を指導します。

##### （イ）食品表示に関する情報の受付

食品の表示に関する質問や相談、不適正な食品表示に関する情報などを受け付けます。寄せられた情報については、担当課（農林水産部食の安全・地産地消課、保健福祉（環境）事務所、県消費生活センター）を通じて表示責任者に対する指導等を行います。

##### （ウ）食品表示制度の普及啓発

食品製造業者や直売所への出荷者等を対象とした説明会の開催等を通じて、食品表示制度の普及・啓発を行います。

#### イ 健康増進法

特別用途食品及び健康保持増進効果の虚偽誇大広告等に関する表示の適正化について、各保健福祉（環境）事務所に窓口を設け、情報収集・調査・指導・相談を行います。

#### ウ 不当景品類及び不当表示防止法

不当な表示（優良誤認、有利誤認等される表示）に関する情報や相談を県消費生活センターにおいて受け付け、不当な表示を行う事業者への指導等を行います。

## 〈流通食品等の安全・安心の確保〉

### 施策⑫ 流通食品等の検査の実施〔生活衛生課〕

流通食品の安全性が確保されていることを確認するため、食品衛生法に基づく収去検査を実施します。

#### 〈保健福祉（環境）事務所実施分〉

|         |      |                                                                                   |
|---------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象 食 品 |      | そうざい、弁当、生食用鮮魚介類（刺身）、魚肉練り製品、食肉、食肉製品、食鳥卵乳、乳製品、アイスクリーム類、氷菓、生めん、豆腐、漬物、生菓子、清涼飲料水、冷凍食品等 |
| 検 査 項 目 | 細菌検査 | 一般細菌、大腸菌群、食中毒細菌等                                                                  |
|         | 化学検査 | 添加物（甘味料、品質保持剤、発色剤、保存料、漂白剤、酸化防止剤、着色料）、重金属等                                         |

#### 〈保健環境研究所実施分〉

|         |      |                            |
|---------|------|----------------------------|
| 対 象 食 品 |      | 魚介類、食肉、穀類、果実、野菜、種実類、清涼飲料水等 |
| 検 査 項 目 | 細菌検査 | 食中毒細菌、大腸菌群等                |
|         | 化学検査 | 残留農薬、抗生物質、合成抗菌剤、防ばい剤、重金属等  |

#### 令和8年度個別計画

- 食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査件数 6,388 件

### 施策⑬ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策〔業務課〕

インターネット又は店頭で、痩身や強壮等の目的で販売されている健康食品を買い上げ、医薬品成分が含有されていないか検査（抜き打ち検査）します。

検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合、無承認無許可医薬品として、違反事業者の責任で市場から当該製品を回収させるとともに、報道発表及びホームページ掲載等により当該製品の摂取中止について広く県民に呼びかけます。

#### 令和8年度個別計画

- ・ 食品衛生監視指導計画に基づく食品等検査件数 30 件

（再掲）

| 施策指標⑧                      | 最終目標値 | 進捗状況  |        |        |        |    |
|----------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|----|
| 食品衛生監視指導計画に基づく<br>食品等検査実施率 | 100%  | R4    | R5     | R6     | R7     | R8 |
|                            |       | 88.6% | 104.6% | 107.2% | 107.5% |    |

### 施策⑭ 食品検査の信頼性の確保〔生活衛生課〕

食品衛生検査施設である保健環境研究所、食肉衛生検査所、保健福祉（環境）事務所検査課で実施する検査結果の信頼性を維持するために、内部点検、内部精度管理及び外部精度管理を実施し精度管理を徹底します。

#### （３）人獣共通感染症対策を含む食品に関する危機管理体制の整備

### 施策⑮ 食中毒対策〔生活衛生課〕

食中毒処理要領、福岡県食中毒対策要綱及び食中毒調査マニュアルに基づき迅速かつ適切な処理を行います。

#### ア 平常時における準備

緊急連絡網の整備、機材の整備及び職員の研修を実施します。

#### イ 食中毒発生時の対応

関係部局との連携を図りながら食中毒調査マニュアルに基づき迅速かつ的確な調査を実施します。

#### ウ 公表

健康被害の拡大及び再発を防止する観点から、必要な情報について可能な限り速やかに公表します。

#### エ 食中毒発生防止のための啓発

食中毒多発期にあつては、食品等事業者や県民に対し、講習会の実施やホームページ等による注意喚起を行います。

### 施策⑯ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策〔業務課〕

医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害が発生した場合、当該製品の成分検査を行い、早急な原因究明を図ります。

検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合、無承認無許可医薬品として、違反事業者の責任で市場から当該製品を回収させるとともに、報道発表及びホームページ掲載等により当該製品の摂取中止について広く県民に呼びかけます。

#### (4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

##### 施策⑰ 食中毒の病因物質等の検査法の研究〔生活衛生課〕

---

###### ア 保健環境研究所の取り組み

食品等の安全性に関する調査研究を実施します。

- ・ 食中毒の病因物質や食品汚染物質による健康被害を防止するための研究
- ・ 油症の健康影響に関する疫学的研究（ヒト健康への影響解明及び症状の軽減化等）

###### イ 食肉衛生検査所の取り組み

食肉の安全性に関する調査研究を実施します。

- ・ 食肉及び食鳥肉の微生物汚染実態調査
- ・ 食肉及び食鳥肉の残留有害物質調査

##### 施策⑱ 環境保全に関する調査〔水・大気環境課〕

---

保健環境研究所では、農作物、水産物等の食品の安全性への影響が考えられることから、環境中の有害化学物質等の調査を実施します。

- ・ 大気汚染防止法に基づく大気中の有害化学物質等の測定
- ・ 水質汚濁防止法に基づく河川や湖沼などの公共用水域や地下水の水質測定
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気・水質・土壌の測定

##### 施策⑲ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査〔漁業管理課〕

---

水産海洋技術センターにおいて、二枚貝の安全性を確保するための調査を実施します。

- ・ 貝毒原因プランクトンの出現動向調査を筑前海、有明海、豊前海の主要漁場付近で実施
- ・ 貝毒量検査を筑前海、有明海、豊前海産の主要二枚貝（各海区で生産量が多い種類）で種類ごとに漁期を中心に2～21回実施

## 2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

### (1) 生産段階における自主的な取組の促進

#### 〈安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進〉

##### 施策⑳ 農林漁業者の自主管理体制確立の支援〔食の安全・地産地消課、水田農業振興課、園芸振興課、畜産課、水産振興課〕

###### ア 安全な農産物供給のための自主管理体制確立支援

米・麦・大豆づくり推進協議会主催の生産振興大会において、生産者に生産履歴の記帳を推進するとともに、JA 全農ふくれんの主食米・麦・大豆部会研修会で、農薬の適正使用の徹底を図り、安全な農産物生産体制確立を支援します。

###### イ 安全な水産物供給のための自主管理体制確立支援

漁獲物の衛生管理を図るため、漁業協同組合等が行う水産物衛生処理施設の整備を支援します。

#### 〈GAP導入の促進〉

##### 施策㉑ GAPに取り組む産地の拡大〔食の安全・地産地消課〕

GAPに取り組むことで、農産物の品質・安全性の確保、経営改善等に取り組む産地及び農業者等を拡大するため、関係機関と連携し、GAP指導者やGAPの取組を活用した改善活動に取り組む産地の育成などに取り組めます。

###### 令和8年度個別計画

- 国際水準GAPの認証取得 6件（令和8年度目標）

（再掲）

| 施策指標⑨            |  | 最終目標値        | 進捗状況         |              |              |              |    |
|------------------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 国際水準 GAP の認証取得件数 |  | 60 件<br>(累計) | R4           | R5           | R6           | R7           | R8 |
|                  |  |              | 46 件<br>(累計) | 48 件<br>(累計) | 50 件<br>(累計) | 54 件<br>(累計) |    |
|                  |  |              |              |              |              |              |    |

### (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進

#### 〈安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進〉

##### 施策㉒ 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援〔生活衛生課、体育スポーツ健康課〕

###### ア 食品営業者等

食品衛生に関する様々な知識の習得を目的とした講習会等を開催するとともに、業界団体等が開催する講習会に講師を派遣することにより、自主的な衛生管理の確立を支援しました。

また、「食品衛生総合管理システム」の活用により、衛生管理を適正に評価し、食品営業者の自主的な衛生管理の進捗状況を管理出来る体制を整備します。

#### 令和8年度個別計画

- ・ 食品衛生責任者実務講習会の開催 16回＋オンライン：食品衛生に関する新たな知見の習得
- ・ 食中毒予防講習会への講師派遣 34回：食中毒を未然に防止するための知識の習得
- ・ その他の講習会の開催及び講師派遣：上記以外の食品衛生に関する知識の習得

### イ と畜場・食鳥処理場設置者

と畜及び食鳥衛生向上運動旬間を定めて衛生講習会を開催し、HACCPに沿った衛生管理の運用を支援します。

### ウ 学校給食施設設置者

教育事務所指導主事による学校給食施設訪問において、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の基準、作業基準、各種点検等についての適合を確認し、市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会に対しその遵守について助言します。また、教育事務所の市町村担当者説明会において、衛生管理の徹底について啓発します。

文部科学省の事業「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」においては、設置者である市町村教育委員会に対し、管理体制の確立について指導を行います。

## 〈HACCP（危害要因分析重要管理点）の適切な運用のための支援〉

### 施策② HACCPの適切な運用のための支援〔生活衛生課〕

#### ア 食品衛生責任者実務講習会の開催

食品衛生に関する最新の知見や、HACCPに沿った衛生管理の知識等を習得する機会となる講習会を開催し、食品衛生責任者の意識向上を図ります。

#### 令和8年度個別計画

- ・ 食品衛生責任者実務講習会の開催 16回＋オンライン（再掲）

（再掲）

| 施策指標⑩                    | 最終目標値 | 進捗状況  |       |       |       |    |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 食品衛生責任者実務講習会の理解度※        | 100%  | R4    | R5    | R6    | R7    | R8 |
| ※確認試験における正答率 7割以上の受講者の割合 |       | 99.1% | 89.8% | 99.2% | 99.0% |    |

### イ と畜場又は食鳥処理場における運用支援

と畜場又は食鳥処理場の事業者に対して、HACCPが適切に運用されているか確認を行い、助言指導を行います。

## （３）自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

### 施策④ 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供〔生活衛生課〕

食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の報告制度」を県民及び事業者にも周知し、自主回収を行う事業者に対し、必要な助言指導を行います。また、法の届出対象外となる自主回収事案について、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づく自主回収報告制度の運用により、県民へ速やかな情報提供を行います。



### 3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

#### (1) 関係機関、関係団体等との連携

##### 施策②⑤ 関係機関、関係団体等との情報共有の推進〔各課〕

###### ア 国、関係自治体等との連携

###### (ア) 食品衛生分野〔生活衛生課〕

###### a 厚生労働省との連携

- ・ 大規模又は複数の自治体にまたがる広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働省が設置している広域連携協議会を活用し、迅速に対処します。また、輸入食品に係る違反発見時にあっては、厚生労働省と適切な役割分担を行い、迅速に対処します。
- ・ その他必要に応じ適切な連携を図ります。

###### b 他の都道府県等（食品衛生担当部局）との連携

- ・ 会議による協議等を通じ日頃から連携を図ります。
- ・ 複数の自治体にまたがる違反食品の回収時にあっては、当該自治体と連携を図りながら迅速に対処します。また、複数の自治体にまたがる広域的な食中毒が発生した場合は、厚生労働省が設置している広域連携協議会を活用し、当該自治体と連携を図りながら迅速に対処します。
- ・ 広域に流通する食品等の監視指導にあっては、食品の特殊性等を考慮し、必要に応じ関係自治体と連携しながら実施します。
- ・ その他必要に応じ適切な連携を図ります。

###### (イ) 食品表示分野〔健康増進課、生活衛生課、食の安全・地産地消課〕

消費者庁や農政局との情報交換に努める他、不適切な表示に関する情報に対しては消費者庁、農政局、保健所設置市と連携して適切に対処します。

###### (ウ) 家畜衛生分野〔畜産課〕

国、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等（飼料安全使用担当部局）との連携

- ・ 会議による協議等を通じて日頃から連携を図ります。
- ・ 飼料の成分分析・適正表示確認などの役割分担を図りつつ、飼料製造業者等の監視指導を実施します。
- ・ その他必要に応じ適切な連携を図ります。
- ・

#### (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発

##### 〈消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進〉

##### 施策②⑥ 消費者等への食品の安全性に関する情報提供〔生活安全課、健康増進課、生活衛生課、農林水産部〕

###### ア 食品衛生に関する普及啓発〔生活衛生課、農林水産部〕

消費者自らが安全な食品を選択し、食品の特性に応じた衛生的な取扱いができるよう、食の安全に関する講習会等を開催するとともに、出前講座への講師派遣を行います。

食中毒の発生情報や食品衛生法に違反する情報を提供し、食品衛生上の危害の状況を啓発することにより、食品による健康被害の未然防止や拡大防止を図ります。

## イ 健康増進に関する普及啓発〔健康増進課〕

栄養成分表示の正しい見方や活用方法及び保健機能食品等の適正な活用や摂取方法について、保健福祉環境事務所等が開催する各種講習会を通じ普及啓発を行います。

## ウ 消費者安全に関する普及啓発〔生活安全課〕

消費者が、不当表示、消費者事故及び風評被害について、正しく必要な知識を身につけることができるように、県消費生活センターにおいてインターネット等の情報媒体を活用して情報提供を行います。

## 〈学校における教育活動の推進〉

### 施策⑳ 食品の安全・安心に関する教育活動の推進〔高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課〕

#### ア 児童生徒への指導方法

##### （ア）小中学校における指導方法

- ・ 技術・家庭科の家庭分野における調理実習や、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、安全・衛生に配慮した食に関する指導が行われるように、学校訪問や要請訪問等で学習指導体制や指導方法について、市町村教育委員会や学校の教職員に対し、指導・助言を行います。
- ・ 各教育事務所（６か所）にて、学校管理職、保健主事、栄養教諭等を対象に、食の安全・安心に関する研修会を行い、児童生徒の食育環境の改善・充実に資する指導・助言を行います。

#### 令和８年度個別計画

- ・ 小中学校関係者に対する研修会 １～２回/教育事務所

##### （イ）高等学校における指導方法

- ・ 家庭科食生活分野や農業・水産の食品の加工において、安全と衛生に配慮した実習が行われるように、指導を行います。調理実習・加工実習をとおして、食品の腐敗や変敗、食中毒、食品添加物などについて理解させ、安全で衛生的な食生活を営むことができるような生徒の指導方法について、指導・助言を行います。
- ・ 農水産物の生産において、食品の安全を重視した栽培、飼育等に取り組むよう教職員に対して指導・助言を行います。特に農薬等の薬品や食品添加物の使用について安全基準を遵守するように指導・助言します。

## イ 保護者に対する普及啓発

食についての正しい知識の普及啓発を図るため、給食便りやPTA 学校給食教室などにおいて学校給食に使用する食材等を中心に、食の安全に関する情報提供をします。

## （３）情報及び意見の交換の促進

### 施策㉔ 意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進〔各課〕

県、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの取組について相互に理解を深められるよう、情報や意見を交換する機会を設け、リスクコミュニケーションを促進します。

## ア リスクコミュニケーション

食品の安全・安心に関する出前講座や講習会、シンポジウムなどを実施し、意見交換を進めます。

### 令和8年度個別計画

- ・ 各保健福祉環境事務所におけるリスクコミュニケーション実施 18回
- ・ 食中毒予防シンポジウムの実施1回
- ・ その他

(再掲)

| 施策指標⑪      | 最終目標値 | 進捗状況 |     |     |     |    |
|------------|-------|------|-----|-----|-----|----|
| 意見交換会の実施回数 | 20回   | R4   | R5  | R6  | R7  | R8 |
|            |       | 15回  | 23回 | 19回 | 18回 |    |

## イ リスクコミュニケーション推進事業

食品の安全性向上に努め、自主的な衛生管理の取組を行うなど、食品の安全・安心に関するリスクコミュニケーションを積極的に進める事業者を選定し、消費者への食品安全・安心情報の発信や施設見学における意見交換を実施します。(H29年度から実施)

## ウ パブリックコメント

食品の安全・安心にかかる施策に関し、パブリックコメントの実施等により広く県民の意見を聴くとともに、県民から施策についての提案があったときは、当該提案についての検討を行い、その提案者に対して見解を明らかにし、その内容を公表します。

## (4) 食品関連事業者の人材の育成

### 施策⑳ 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成〔食の安全・地産地消課、水産局、生活衛生課、教育庁〕

#### ア 農業分野における人材育成〔食の安全・地産地消課〕

(ア) 農薬取扱指導者等の育成を図るため必要な研修、講習会を開催します。

- ・ 農薬安全使用講習会
- ・ 農薬指導士養成研修

(イ) 直売所の責任者等に対し、食品表示や農薬適正使用について説明会を実施します。

- ・ 直売所向け食品表示等説明会

#### イ 水産分野における人材育成〔漁業管理課、水産振興課〕

漁業者に対して、県内の各種研究会等を通し次の内容について指導、講習を行います。

- ・ 貝毒についての情報提供
- ・ 貝毒検査体制についての説明
- ・ 生産者責任
- ・ 貝毒発生時の対応
- ・ その他食品の安全に関する事項



## ウ 食品衛生分野における人材育成〔生活衛生課〕

業界団体が実施する講習会等に講師を派遣することにより、食品営業者やその団体が行う自主管理体制の確立に必要な人材の育成を行います。

## エ 教育分野における人材育成〔高校教育課、義務教育課、体育スポーツ健康課〕

### （ア）小中学校関係者に対する研修会

#### a 学校の管理職、学校給食担当教諭や栄養教諭、学校栄養職員に対する研修会

正しい理解と指導力の向上を図るため、次の研修会を開催します。

##### 令和8年度個別計画

- ・ 栄養教諭・学校栄養職員等研修会（講義、実践発表等）：8回開催
- ・ 若年教員研修（栄養教諭）（講義、演習、協議等）：3回開催

#### b 家庭科を指導する教員に対する研修会

基本研修（家庭科）や「食に関する指導」に関わる教員の研修会等の研修をととして、食の安全・安心に関する理解や指導技術を深めさせ、指導力の向上を図ります。

#### c 学校給食調理従事員に対し、資質の向上と指導力の向上を図るため、次の研修会を開催します。

##### 令和8年度個別計画

- ・ 学校給食調理従事員研修会（講義、実践発表、協議等）：1回開催

### （イ）高校教員に対する研修会

- ・ 家庭科の教員に対し、基本研修（家庭科）や家庭科技術検定伝達講習会等の研修をととして食の安全・安心に関する知識技術を深めさせるとともに調理実験・実習における食材・調理器具などの衛生的な管理と取扱いについての指導・助言を行い、指導力の向上を図ります。
- ・ 農業科の教員に対し、基本研修（農業科）や新規採用教員実技講習会において、栽培・飼育・食品加工・販売等について食の安全に関する指導・助言を行い、知識技術を深めさせるとともに指導力の向上を図ります。

##### 令和8年度個別計画

- ・ 高校教員に対する研修会開催6回

◆ 策定の趣旨

◆ 位置づけ

◆ 計画期間

◆ 推進体制

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」に基づき、食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進

福岡県食品安全・安心の確保に関する条例第20条に基づく計画

令和9年度～令和13年度(5年間)

福岡県食品の安全・安心推進会議(庁内関係部局で構成)を設置し、総合的な調整を図りながら推進

第3次計画策定の背景

1 第2次計画期間の終了（令和4年度～令和8年度）

2 食品に係る近年の動向を踏まえた見直し

◆ HACCPに沿った衛生管理の更なる推進

◆ 紅麹を含む健康食品による健康被害事例を踏まえた監視指導強化

◆ 環境に配慮した事業の推進

見直しポイント

ポイント① HACCP導入状況をより適切に評価できる数値目標に変更(施策⑳)

ポイント② 健康食品関係施設への監視指導に係る数値目標を追加(施策⑧)

ポイント③ 環境に配慮した事業として、食品ロス削減推進対策事業を追加(施策㉔)

3つの施策の方向性

1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

3 将来にわたる食品の安全・安心の確保

1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

(1)生産段階における安全・安心の確保

・ 生産者に対し、農薬、肥料、飼料、動物 用医薬品などの生産資材の適正使用を指導

・ 農林水産物のトレーサビリティの推進等

＜農林産物＞

施策① 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導

施策② 農作物のトレーサビリティの推進

＜畜産物＞

施策③ 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策

施策④ 動物用医薬品対策

施策⑤ 飼料の安全対策

＜水産物＞

施策⑥ 貝毒対策

施策⑦ 水産用医薬品対策

(2)製造、流通、販売段階における安全・安心の確保

・ 卸売市場はじめ、食品営業施設、学校の給食施設等に対する計画的な監視指導の実施

・ と畜検査、食鳥検査を実施し、病気等で食用に適さない家畜等を排除

・ 計画的な収去検査やいわゆる健康食品の買上検査による不適正な食品の排除

＜製造・流通・販売段階における安全・安心の確保＞

施策⑧ 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進

数値目標；食品営業施設等への監視指導実施率

年度ごとに策定する「福岡県食品衛生監視指導計画」で定める監視指導計画数に対する実績値の割合を指標としており、健康食品関係施設を監視対象施設に追加する。

施策⑨ と畜場、食鳥処理場における安全対策

施策⑩ 学校給食施設における安全対策

＜食品の適正な表示の推進＞

施策⑪ 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発

＜流通食品等の安全・安心の確保＞

施策⑫ 流通食品等の検査の実施

施策⑬ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策

施策⑭ 食品検査の信頼性の確保

(3)食品に関する危機管理体制の整備

・ 食品による健康被害の拡大防止を図るため、危機管理体制を整備

・ 健康危機発生時における迅速かつ適切な措置の実施

施策⑮ 食中毒対策

施策⑯ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(1)生産段階における自主的な取組の促進

＜安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進＞

施策⑰ 農林漁業者の自主管理体制確立の支援

＜GAP(農業生産工程管理)導入の促進＞

施策⑱ GAP(農業生産工程管理)に取り組む産地の拡大

数値目標；国際水準GAPの認証経営体数

国際水準GAPを取得した経営主体の実数を把握するため、認証経営体数を指標とする。

(2)製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進

食品関連事業者による自主管理体制の確立を支援するとともに、HACCPに沿った衛生管理の適切な運用行えるよう支援を行う。

＜安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進＞

施策⑲ 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援

＜HACCP(危害要因分析重要管理点)の適切な運用のための支援＞

施策⑳ HACCP（危害要因分析重要管理点）の適切な運用のための支援

数値目標；食品営業許可施設の更新調査時におけるHACCP導入状況の確認

食品営業許可施設の更新調査時にHACCP導入を確認した割合を指標とする。

(3)自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進

自主回収報告制度により事業者が実施する自主回収に関する情報を速やかに公表し、不良食品の回収の促進を図る。

施策㉒ 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供

〔補足〕 自主回収報告制度の概要

事業者

法に基づく届出

県

報告

厚生労働省消費者庁

食品申請等システムで公表

条例に基づく報告

県HPで公表

○ 食品衛生法に基づく届出対象

食品衛生法違反又は違反のおそれのあるもの

・シール不良等により、腐敗、変敗した食品

・硬質異物(ガラス片、プラスチック等)が混入した食品

・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

○ 食品表示法に基づく届出対象

食品表示法違反のもの

・アレルギー表示が欠落した食品

・消費期限について、本来表示すべき期限より長い期限を表示した食品

○ 条例に基づく報告対象

・自主基準違反

3 将来にわたる食品の安全・安心の確保

(1)関係機関、関係団体等との連携

・ 食品流通の広域化などを踏まえ、国、他の都道府県、市町村、関係機関、関係団体と連携、共同した食品の安全・安心の確保

施策㉔ 関係機関、関係団体等との情報共有の推進

(2)食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発及び意見交換の推進

食品の安全・安心に関する情報提供及び意見交換を推進することにより、食品に対する信頼の確保につなげる。

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより、広く県民からの意見を聴き、施策への反映を図る。

＜消費者及び食品関連事業者に対する普及・啓発の推進＞

施策㉓ 消費者等への食品の安全性に関する情報提供

＜学校における教育活動の推進＞

施策㉕ 食品の安全・安心に関する教育活動の推進

＜情報及び意見の交換の促進＞

施策㉖ 意見交換及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進

(3)食品関連事業者の人材の育成

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全性に関する実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成に努める。

施策㉗ 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成

(4)食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

・ 科学的知見に基づき食品の安全・安心の確保に関する施策を適切に実施するため、調査研究を推進する。

施策㉘ 食中毒の病因物質等の検査法の研究

施策㉙ 環境保全に関する調査

施策㉚ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査

(5)環境に配慮した事業の推進

施策㉛ 食品ロス削減推進対策事業

福岡県食品の安全・安心の確保に関する基本計画 施策 新旧対照表

第2次計画

1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

|                                                         |
|---------------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における安全・安心の確保                                    |
| 農林産物                                                    |
| ① 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導                               |
| ② 農作物のトレーサビリティの推進                                       |
| 畜産物                                                     |
| ③ 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策                                 |
| ④ 動物用医薬品対策                                              |
| ⑤ 飼料の安全対策                                               |
| 水産物                                                     |
| ⑧ 貝毒対策                                                  |
| ⑨ 水産用医薬品対策                                              |
| (2) 製造、流通、販売段階における安全・安心の確保                              |
| 製造・流通・販売段階における安全・安心の確保                                  |
| ⑧ 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進<br>＜数値目標＞<br>食品営業施設等への監視指導実施率 |
| ⑨ と畜場、食鳥処理場における安全対策                                     |
| ⑩ 学校給食施設における安全対策                                        |
| 食品の適正な表示の推進                                             |
| ⑪ 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発                                   |
| 流通食品等の安全・安心の確保                                          |
| ⑫ 流通食品等の検査の実施                                           |
| ⑬ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策                               |
| ⑭ 食品検査の信頼性の確保                                           |
| (3) 食品に関する危機管理体制の整備                                     |
| ⑮ 食中毒対策                                                 |
| ⑯ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策                              |
| (4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進                                |
| ⑰ 食中毒の病因物質等の検査法の研究                                      |
| ⑱ 環境保全に関する調査                                            |
| ⑲ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査                              |

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における自主的な取組の促進                             |
| 安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進                     |
| ⑳ 農林漁業者の自主管理体制確立の支援                               |
| GAP(農業生産工程管理)導入の促進                                |
| ㉑ GAPに取り組む産地の拡大<br>＜数値目標＞<br>国際水準GAPの認証取得数        |
| (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進                       |
| 安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進                        |
| ㉒ 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援                             |
| HACCP(危害要因分析重要管理点)の適切な運用のための支援                    |
| ㉓ HACCPの適切な運用のための支援<br>＜数値目標＞<br>食品衛生責任者実務講習会の理解度 |
| (3) 自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進                        |
| ㉔ 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供                     |

3 食品の安全・安心の確保に関する相互理解の促進と信頼関係の確立

|                                     |
|-------------------------------------|
| (1) 関係機関、関係 団体等との連携                 |
| ㉕ 関係機関、関係団体等との情報共有の推進               |
| (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発            |
| 消費者及び食品関連事業者に対する普及啓発の推進             |
| ㉖ 消費者等への食品の安全性に関する情報提供              |
| 学校における教育活動の推進                       |
| ㉗ 食品の安全・安心に関する教育活動の推進               |
| (3) 情報及び意見の交換の促進                    |
| ㉘ 意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進 |
| (4) 食品関連事業者の人材の育成                   |
| ㉙ 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成           |

第3次計画

1 生産から販売に至る一貫した食品の安全・安心の確保

|                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における安全・安心の確保                                                                                     |
| 農林産物                                                                                                     |
| ① 農薬の適正使用及び肥料の適正な生産・販売の指導                                                                                |
| ② 農作物のトレーサビリティの推進                                                                                        |
| 畜産物                                                                                                      |
| ③ 家畜伝染病発生予防及び畜産物安全性確保対策                                                                                  |
| ④ 動物用医薬品対策                                                                                               |
| ⑤ 飼料の安全対策                                                                                                |
| 水産物                                                                                                      |
| ⑥ 貝毒対策                                                                                                   |
| ⑦ 水産用医薬品対策                                                                                               |
| (2) 製造、流通、販売段階における安全・安心の確保                                                                               |
| 製造・流通・販売段階における安全・安心の確保                                                                                   |
| ⑧ 製造から販売段階における包括的な安全対策の推進<br>＜数値目標＞<br>食品営業施設等への監視指導実施率<br>紅麹を含む健康食品による健康被害事例を踏まえ、健康食品関係施設を<br>監視対象施設に追加 |
| ⑨ と畜場、食鳥処理場における安全対策                                                                                      |
| ⑩ 学校給食施設における安全対策                                                                                         |
| 食品の適正な表示の推進                                                                                              |
| ⑪ 表示関係法令に基づく監視、指導及び啓発                                                                                    |
| 流通食品等の安全・安心の確保                                                                                           |
| ⑫ 流通食品等の検査の実施                                                                                            |
| ⑬ 医薬品成分の含有が疑われる食品における安全対策                                                                                |
| ⑭ 食品検査の信頼性の確保                                                                                            |
| (3) 食品に関する危機管理体制の整備                                                                                      |
| ⑮ 食中毒対策                                                                                                  |
| ⑯ 医薬品成分の含有が疑われる食品による健康被害対策                                                                               |

2 食品関連事業者の自主的な取組の促進

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 生産段階における自主的な取組の促進                                           |
| 安全・安心な農林水産物の供給のための自主管理体制確立の促進                                   |
| ㉑ 農林漁業者の自主管理体制確立の支援                                             |
| GAP(農業生産工程管理)導入の促進                                              |
| ㉒ GAPに取り組む産地の拡大<br>＜数値目標＞<br>国際水準GAPの認証経営体数                     |
| (2) 製造・加工・調理段階における自主的な取組の促進                                     |
| 安全・安心な食品の供給のための自主管理体制確立の促進                                      |
| ㉓ 食品関連事業者の自主管理体制確立の支援                                           |
| HACCP(危害要因分析重要管理点)の適切な運用のための支援                                  |
| ㉔ HACCPの適切な運用のための支援<br>＜数値目標＞<br>食品営業許可施設の更新調査時におけるHACCP導入状況の確認 |
| (3) 自主回収報告制度による不良食品等の回収の促進                                      |
| ㉕ 自主回収を行う食品関連事業者への指導と県民への情報提供                                   |

3 将来にわたる食品の安全・安心の確保

|                                     |
|-------------------------------------|
| (1) 関係機関、関係 団体等との連携                 |
| ㉑ 関係機関、関係団体等との情報共有の推進               |
| (2) 食品の安全・安心の確保に関する普及・啓発及び意見交換の推進   |
| 消費者及び食品関連事業者に対する普及啓発の推進             |
| ㉓ 消費者等への食品の安全性に関する情報提供              |
| 学校における教育活動の推進                       |
| ㉔ 食品の安全・安心に関する教育活動の推進               |
| 情報及び意見の交換の促進                        |
| ㉕ 意見交換会及びパブリックコメントの実施による県民との意見交換の促進 |
| (3) 食品関連事業者の人材の育成                   |
| ㉖ 食品関連事業者における指導的立場となる人材育成           |
| (4) 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進            |
| ㉗ 食中毒の病因物質等の検査法の研究                  |
| ㉘ 環境保全に関する調査                        |
| ㉙ 貝毒原因プランクトン及び二枚貝の毒化に関する調査          |
| (4) 環境に配慮した事業の推進                    |
| ㉚ 食品ロス削減推進対策事業                      |

## 今後のスケジュールについて

令和8年7月15日（本日）

令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会

令和8年7月下旬～8月上旬

令和8年度第1回福岡県食品安全・安心委員会の議事要旨の送付及び  
確認依頼

令和8年8月18日（予定）

令和7年度実施状況の県議会への報告（厚生環境委員会）

令和8年8月下旬

令和8年度第2回福岡県食品安全・安心委員会の日程調整

令和8年10月下旬頃

令和8年度第2回福岡県食品安全・安心委員会

令和8年12月上旬頃

令和8年度第3回福岡県食品安全・安心委員会